

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

イオン高屋ショッピングセンターB敷地

2 所在地

東広島市高屋町杵原一八一〇番外

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

一 A 午前六時三十分から翌午前二時三十分まで

一 B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）

一 A 午前六時三十分から翌午前〇時三十分まで

一 B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

三 変更する日

平成二十年二月二十八日

四 変更する理由

夜間の騒音防止及び防犯に配慮するため

五 届出年月日

平成二十年二月二十七日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）（平成二十年三月三十一日まで）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成二十年三月十日から平成二十年七月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月十日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（平成二十年三月三十一日まで）  
東広島市産業部商業観光課（平成二十年四月一日から）